

経済の動向と 2019 年の経済政策

田中 修

I. 11 月及び 1-11 月期の主要経済指標

(1) 物価

①消費者物価

11 月の消費者物価は前年同月比 2.2%上昇し、上昇率は 10 月より 0.3 ポイント鈍化した¹。都市は 2.2%、農村は 2.2%の上昇である。食品価格は 2.5%上昇し(10 月は 3.3%)、非食品価格は 2.1%上昇(10 月は 2.4%)している。衣類は 1.4%上昇、居住価格は 2.4%上昇した²。

(参考) (2017 年 1.6%) 1 月 1.5%→2 月 2.9% (1-2 月 2.2%) →3 月 2.1%→4 月 1.8%
→5 月 1.8%→6 月 1.9%→7 月 2.1%→8 月 2.3%→9 月 2.5%→10 月 2.5%→11 月 2.2%
1-11 月期は、前年同期比で 2.1%上昇した。

前月比では、10 月より 0.3%下落(10 月は 0.2%)した。食品価格は 1.2%下落(10 月は -0.3%)した。食品・タバコ・酒価格は 0.8%上昇し、物価への影響は約 0.23 ポイント。うち生鮮野菜は 12.3%下落(10 月は -3.5%)し、物価への影響は約 -0.33 ポイント、鶏肉類価格は 0.5%上昇し、物価への影響は約 0.01 ポイント、畜肉類価格は 0.2%上昇し、物価への影響は約 0.01 ポイント(豚肉価格は 0.6%下落、物価への影響は約 -0.01 ポイント)であった。果物価格は 3.7%上昇し、物価への影響は約 0.06 ポイントであった。非食品価格は 0.1%下落(10 月は 0.3%)し、衣類は 0.5%上昇(10 月は 0.8%)、居住価格は 0.0% (10 月は 0.2%)であった。

食品・エネルギーを除いた消費者物価(コア消費者物価)は、11 月が前年同月比 1.8%の上昇(10 月は 1.8%)、前月比では 0.0% (10 月は 0.2%)、1-11 月期は 1.9%の上昇である³。

なお、国家統計局は、11 月の前年同月比上昇率 2.2%のうち食品・タバコ・酒価格は 2.5%上昇し、物価への影響は約 0.72 ポイントとなり、このうち畜肉類価格は 0.8%上昇、物価への影響は約 0.04 ポイント(豚肉価格は 1.1%下落、物価への影響は約 -0.03 ポイント)、鶏肉価格は 4.5%上昇、物価への影響は約 0.05 ポイントである。このほか生鮮野菜価格が 1.5%

¹ 直近のピークは 2011 年 11 月の 6.5%である。

² 国家統計局によれば、2011 年のウェイト付け改定で、居住価格のウェイトは 20%前後になったとしている。

³ コア消費者物価は 2013 年から公表が開始された。

上昇、物価への影響は約 0.03 ポイント、卵価格が 5.2% 上昇、物価への影響は約 0.03 ポイント、果物価格は 13.3% 上昇、物価への影響は約 0.21 ポイント、水産品価格は 2.0% 上昇、物価への影響は約 0.04 ポイント、食糧価格は 0.6% 上昇し、物価への影響は約 0.01 ポイントであった。

また 11 月の 2.2% 上昇のうち、前年の価格上昇の本年への影響は約 0.3 ポイント、新たなインフレ要因は約 1.9 ポイントである。

なお、国家統計局都市司の縄国慶高級統計師は、前月比の上昇率が 10 月の上昇から下落に転じた背景として、1) 野菜市場の供給が充足し、生鮮野菜価格が下落し、2) 豚コレラの影響を受け、一部の産地が疫病を避けるため早めに出荷し、豚肉価格が下落し、牛肉・羊肉は上昇し、CPI を約 0.02 ポイント押し上げ、3) 果物価格が上昇し、4) ガソリン価格が 4.9%、ディーゼル油価格が 5.2% 下落し、CPI を約 0.12 ポイント押し下げ、5) 航空券が 5.0%、観光が 3.3%、旅館価格が 2.3% 下落し、CPI を約 0.07 ポイント押し下げた、6) 衣料価格が上昇し、CPI を約 0.04 ポイント押し上げた、点を挙げている。

また、11 月の前年同月比消費者物価上昇幅が、10 月より 0.3 ポイント縮小した特徴として、1) 果物・鶏卵・生鮮野菜価格が上昇し、CPI を約 0.27 ポイント押し上げた、2) 牛肉・羊肉・鶏肉・水産品価格が上昇し、CPI を約 0.15 ポイント押し上げた、3) 豚肉価格の下落幅が連続 6 ヶ月縮小した、4) 居住価格の上昇が CPI を約 0.52 ポイント押し上げ、5) 教育・文化・娯楽価格が 2.5%、医療保健価格が 2.6% 上昇し、CPI を約 0.50 ポイント押し上げ、6) ガソリン価格が 12.8%、ディーゼル油価格が 14.2% 上昇し、CPI を約 0.25 ポイント押し上げた、としている。

②工業生産者出荷価格

11 月の工業生産者出荷価格は前年同月比 2.7% 上昇した⁴。前月比では 10 月より 0.2% 下落（10 月は 0.4%）した。1-11 月期は、前年同期比 3.8% 上昇した。

（参考）（2017 年 6.3%）1 月 4.3%→2 月 3.7%→3 月 3.1%→4 月 3.4%→5 月 4.1%→6 月 4.7%→7 月 4.6%→8 月 4.1%→9 月 3.6%→10 月 3.3%→11 月 2.7%

1-11 月期は、前年同期比 3.8% 上昇した。

11 月の工業生産者購入価格は、前年同月比 3.3% 上昇（10 月は 4.0%）した。前月比では 10 月と同水準（10 月は 0.7%）であった。1-11 月期は、前年同期比 4.4% 上昇した。

また 11 月の 2.7% 上昇のうち、前年の価格上昇の本年への影響は約 0.8 ポイント、新たなインフレ要因は約 1.9 ポイントである。

なお、国家統計局都市司の縄国慶高級統計師は、前月比では、11 月の上昇から下落に転じたが、その特徴は、1) 石油・天然ガス採掘業、石油・石炭その他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業価格が上昇から下落に転じ、この 3 つで PPI を約 0.30 ポイント押し下げ、2) 鉄金属精錬・圧延加工業が横ばいから下落に転じ、3) 非金属鉱物製品業、石炭採掘・洗浄業価格の上昇幅が拡大した、とする。

⁴ 直近のピークは 2017 年 2 月の 7.8% である。

また、前年同月比では、上昇幅が10月より0.6ポイント縮小したが、その特徴は、1) 石油・天然ガス採掘業、石油・石炭その他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業、鉄金属精錬・圧延加工業、の上昇幅が縮小し、この4つでPPI上昇幅を約0.74ポイント縮小し、2) 石炭採掘・洗浄業、農産副食品加工業、非金属鉱物製品業、の上昇幅が拡大した、とする。

③住宅価格

11月の全国70大中都市の新築分譲住宅販売価格は前月比5都市が低下(10月は4)し、同水準は2(10月は1)であった。上昇は63である(10月は65)。

前年同月比では、価格が下落したのは2都市(10月は3)であった。同水準は0(10月は0)、上昇は68(10月は67)である。

国家統計局都市司の劉建偉高級統計師は、「11月は、各地方が、引き続き都市に応じた施策を行い、精確に施策を行うことを堅持して、地方のコントロールの主体的責任を強化し、不動産市場は全体として安定を維持している。

前月比では、70大中都市のうち、4の一線都市の新築分譲住宅価格は0.3%上昇(10月は同水準)した。うち北京は0.6%、上海は0.5%上昇し、広州は横ばい、深圳は0.2%下落した。31の二線都市の新築価格は1.0%上昇し、上昇幅は10月と同水準であった。35の三線都市の新築価格は0.9%上昇し、上昇幅は10月より0.2ポイント縮小した。

前年同月比では、70大中都市のうち、一線都市の新築価格は1.5%上昇し、上昇幅は前年同月比0.8ポイント拡大した。二線都市の新築価格は11.1%上昇し、上昇幅は前年同月比6.4ポイント拡大した。三線都市の新築価格は10.5%上昇し、上昇幅は前年同月比3.6ポイント拡大した。

15のホットスポットの都市の新築価格は、前月比で見ると、3都市の新築価格が下落しており、10月より1増えた。最大下落幅は0.5%である。横ばいは1都市で、10月より1増えた。上昇は11都市で、10月より2減った。最高上昇幅は2.0%である。前年同月比で見ると、2都市の新築価格が下落しており、10月より1減った。最大下落幅は0.4%である。13都市が上昇し、10月より1増えた。最高上昇幅は15.4%である」と指摘している。

(2) 工業

11月の工業生産は前年同月比実質5.4%増となった。前月比では、0.36%増となった⁵。主要製品別では、発電量3.6%増(10月は4.8%)、鋼材11.3%増(10月は11.5%)、セメント1.6%増(10月は13.1%)、自動車-16.7%(うち乗用車-18.0%、SUV車-20.1%、新エネルギー車24.6%増)となっている。10月の自動車-9.2%(うち乗用車-7.1%、SUV車-9.7%、新エネルギー車49.5%増)に比べ、自動車・乗用車は減速幅が拡大した。地域別では、東部4.3%増、中部6.5%増、西部5.6%増、東北4.0%増である。

⁵ 1月は0.57%増、2月は0.57%増、3月は0.37%増、4月は0.62%増、5月は0.52%増、6月は0.38%増、7月は0.45%増、8月は0.50%増、9月は0.47%増、10月は4.7%増である。

(参考) (2017年 6.6%) 1-2月 7.2%→3月 6.0%→4月 7.0%→5月 6.8%→6月 6.0%→7月 6.0%→8月 6.1%→9月 5.8%→10月 5.9%→11月 5.4%

1-11月期の工業生産は前年同月比実質 6.3%増となった。主要製品別では、発電量 6.9%増、鋼材 8.3%増、セメント 2.3%増、自動車-2.3%増(うち乗用車-0.3%、SUV車-4.1%、新エネルギー車 46.4%増)となっている。

(3) 消費

11月の社会消費品小売総額は3兆5260億元、前年同月比 8.1%増(実質 5.8%増)である。前月比では、11月は 0.51%増である⁶。都市は 7.9%増、農村は 9.3%増である。一定額以上の企業(単位)消費品小売額は1兆3679億元、同 2.1%増であり、うち穀類・食用油・食品 10.6%増、アパレル・靴・帽子類 5.5%増、建築・内装 9.8%増、家具 8.0%増、自動車-10.0%、家電・音響機器類 12.5%増となっている。自動車の伸びは、10月の-6.4%からマイナス幅が拡大した。

(参考) (2017年 10.2%) 1-2月 9.7%→3月 10.1%→4月 9.4%→5月 8.5%→6月 9.0%→7月 8.8%→8月 9.0%→9月 9.2%→10月 8.6%→11月 8.1%

1-11月期の社会消費品小売総額は34兆5093億元、前年同期比 9.1%増である。都市は 8.9%増、農村は 10.2%増である。一定額以上の企業(単位)消費品小売額は13兆830億元、同 6.1%増であり、うち穀類・食用油・食品 10.1%増、アパレル・靴・帽子類 8.1%増、建築・内装 8.1%増、家具 9.8%増、自動車-1.6%、家電・音響機器類 8.3%増となっている。

一定額以上のレストランの収入は 6.5%増であった。全国インターネット商品・サービス小売額は8兆689億元で、前年比 24.1%増となった。うち実物商品は6兆2710億元で、社会消費品小売総額の 18.2%を占めている。

(4) 投資

①都市固定資産投資

1-11月期の都市固定資産投資は60兆9267億元で、前年同期比 5.9%増であった。前月比では 0.46%増である⁷。地域別では、東部 5.8%増、中部 10%増、西部 3.9%増、東北 0.7%増となっている。内資企業は 6.3%増で、1-10月期より 0.2ポイント増、外資企業は 6.1%増、同水準である。

インフラ投資(電力・熱・天然ガス・水生産供給以外)は前年同期比 3.7%増(1-10月は 3.7%)である。うち、鉄道運輸は-4.5%(1-10月は-7%)、道路輸送は 8.5%増(1-10月は 10.1%)、水利-4.4%(1-10月は-4.1%)、公共施設 1.4%増(1-10月は 1.3%)、

⁶ 1月は 0.63%増、2月は 0.59%増、3月は 0.99%増、4月は 0.75%増、5月は 0.43%増、6月は 0.73%増、7月は 0.78%増、8月は 0.62%増、9月は 0.54%増、10月は 0.63%増である。

⁷ 1月は 0.44%増、2月は 0.45%増、3月は 0.43%増、4月は 0.43%増、5月は 0.42%増、6月は 0.40%増、7月は 0.40%増、8月は 0.42%増、9月は 0.43%増、10月は 0.45%増である。

生態環境保護・環境対策 42.0%増であった。

(参考) (2017年 7.2%) 1-2月期 7.9%→1-3月期 7.5%→1-4月期 7.0%→1-5月期 6.1%→1-6月期 6.0%→1-7月期 5.5%→1-8月期 5.3%→1-9月期 5.4%→1-10月期 5.7%→1-11月期 5.9%

②不動産開発投資

1-11月期の不動産開発投資は11兆83億円で前年同期比9.7%増である。うち住宅は7兆8027億円、13.6%増で、不動産開発投資に占める比重は70.9%である。オフィスビルは5423億円、同-12.0%である。地域別では、東部11.3%増、中部5.9%増、西部8.2%増、東北16.2%増となっている。

(参考) (2017年 7.0%) 1-2月期 9.9%→1-3月期 10.4%→1-4月期 10.3%→1-5月期 10.2%→1-6月期 9.7%→1-7月期 10.2%→1-8月期 10.1%→1-9月期 9.9%→1-10月期 9.7%→1-11月期 9.7%

1-11月期の分譲建物販売面積は14億8604万㎡で、前年同期比1.4%増(1-10月は2.2%)であった。うち、分譲住宅販売面積は2.1%増(1-10月は2.8%)、オフィスビルは-11.1%(1-10月は-10.5%)である。地域別では、東部-5.1%、中部7.9%増、西部6.6%増、東北-4.4%である。

1-11月期の分譲建物販売額は12兆9508億円、前年同期比12.1%増(1-10月は12.5%)であった。うち、分譲住宅販売額は14.8%増(1-10月は15.0%)、オフィスビルは-6.4%(1-10月は-6.5%)である。地域別では、東部5.6%増、中部20.6%増、西部23.5%増、東北7.3%増である。

11月末の分譲建物在庫面積は5億2627万㎡、前月比162万㎡減、前年同期比-11.7%で、うち分譲住宅在庫面積は204万㎡減であった。

1-11月期のディベロッパーの資金源は15兆77億円であり、前年比7.6%増(1-10月は7.7%)であった。うち、国内貸出が2兆1807億円、-3.7%、外資が102億円、-30.4%、自己資金が5兆619億円、10.0%増、手付金・前受金4兆9551億円、15.7%増、個人住宅ローン2兆1420億円、-0.9%である。

③民間固定資産投資

1-11月期の全国民間固定資産投資は37兆8432億円であり、前年同期比8.7%増である⁸。

(参考) (2017年 6.0%) 1-2月期 8.1%→1-3月期 8.9%→1-4月期 8.4%→1-5月期 8.1%→1-6月期 8.4%→1-7月期 8.8%→1-8月期 8.7%→1-9月期 8.7%→1-10月期 8.8%→1-11月期 8.7%

(5) 対外経済

①輸出入

11月の輸出は2274.2億ドル、前年同月比5.4%増、輸入は1826.7億ドル、同3.0%増と

⁸ この統計は2012年から公表が開始された。

なった⁹。貿易黒字は447.5億ドルであった。

(参考) 輸出：(2017年7.9%) 1月10.6%→2月43.5% (1-2月23.7%) →3月-3.0%
→4月11.9%→5月11.9%→6月10.7%→7月11.6%→8月9.5%→9月14.4%→10月
15.5%→11月5.4%

輸入：(2017年15.9%) 1月37.6%→2月6.6% (1-2月22.2%) →3月14.8%→4
月22.2%→5月26.1%→6月13.8%→7月27.0%→8月20.7%→9月14.5%→10月
20.8%→11月3.0%

1-11月期の輸出は2兆2720.4億ドル、前年同月比11.8%増、輸入は1兆9724.4億ドル、同18.4%増となった。貿易黒字は2995.9億ドルであった。

1-11月期の輸出入総額が4兆2444.8億ドル、前年同期比14.8%増であったのに対し、対EU12.2%増、対米10.9%増(10月は12.0%)、対英2.6%増、対日9.7%増¹⁰(10月は10.6%)、対アセアン16.6%増である。

1-11月期輸出の労働集約型製品のうち、アパレル類前年同月比0.9%増、紡績9.3%増、靴-2.1%、家具8.9%増、プラスチック製品14.1%増、靴3.1%増、玩具6.1%増である。電器・機械は同12.8%増、ハイテク製品は14.8%増である。

②外資利用

1-11月期の外資利用実行額は7932.7億元(1212.6億ドル)、前年同期比-1.3%(ドル換算1.1%増)であった¹¹。11月は921.1億元(136億ドル)、同-26.3%(ドル換算-27.6%増)である。

(参考) (2017年7.9%) 1月0.3%→1-2月0.5%→1-3月0.5%→1-4月0.1%→1-5
月1.3%→1-6月1.1%→1-7月2.3%→1-8月2.3%→1-9月2.9%→1-10月3.3%
→1-11月-1.3%¹²

1-11月期の製造業は2410.2億元、前年同期比16%増、ハイテク製造業¹³は781.3億元、同30.2%増であった。

1-11月、国内地域別では、中部566.4億元、前年同期比8.7%増、西部544.5億元、前年同期比17.4%増である。11の自由貿易試験区は同10.4%増、全体の12.7%を占める。

1-11月期、国・地域別では、シンガポール7.4%、韓国38.7%増、英国198.9%増、日本20.1%増(1-10月は24%)、米国3.7%増、ドイツ30.2%増、アセアン15.7%増、

⁹ 前月比では、輸出4.8%増、輸入0.2%増である。11月の季節調整後前年同月比は、輸出5.7%増、輸入2.7%増、前月比は輸出-0.1%、輸入-15.7%である。

¹⁰ 1-11月期の輸出は1344.1億ドル、8.1%増、輸入は1664.1億ドル、11.0%増である。11月の輸出は139.8億ドル、4.8%増(10月は14.3%)、輸入は152.9億ドル、-1.3%(10月は3.1%)である。

¹¹ 伸びは人民元ベースである。

¹² ドルベースでは、2017年4%→1月0.6%→1-2月1.7%→1-3月2.1%→1-4月2%→1-5月3.6%→1-6月4.1%→1-7月5.5%→1-8月6.1%→1-9月6.4%→1-10月6.5%→1-11月1.1%である。

¹³ コンピューター、航空・宇宙関連機器、医薬などが含まれる。

EU16.1%増である¹⁴。

③外貨準備

11月末、外貨準備は3兆616億ドルであった。10月末に比べ86億ドルの増加（10月は339億ドル減）である。増加は4ヵ月ぶりである。

④米国債保有

10月末の米国債保有高は、前月比125億ドル減の1兆1389億ドルで、17ヵ月連続1位となった。日本は2位のままで、95億ドル減の1兆185億ドルである。

（6）金融

11月末のM2の残高は181.32兆元、伸びは前年同期比8%増と、10月末と同水準、前年同期より1.1ポイント減速した。M1は1.5%増で、10月末より1.2ポイント減速、前年同期より11.2ポイント減速した。11月の現金純放出は457億元であった。

人民元貸出残高は135.21兆元で前年同期比13.1%増であり、伸び率は10月末と同水準、前年同期とより0.2ポイント減速した。11月の人民元貸出増は1.25兆元（10月は6970億元）で、前年同期より伸びが1267億元増加している。うち住宅ローンは6560億元増、企業等への中長期貸出は3295億元増であった。

人民元預金残高は177.43兆元で、前年同期比7.6%増であった。11月の人民元預金は9507億元増（10月は3535億元増）で、前年同期より伸びが6148億元減少している。うち個人預金は7406億元増、企業預金は7335億元増であった。

（参考）M2：1月8.6%→2月8.8%→3月8.2%→4月8.3%→5月8.3%→6月8%→7月8.5%→8月8.2%→9月8.3%→10月8%→11月8%

11月末の社会資金調達規模残高は199.3兆元であり、前年同期比9.9%増となった。うち、実体経済への人民元貸出残高¹⁵は133.76兆元、12.9%増、委託貸付残高は12.58兆元、-9.6%、信託貸付残高は7.9兆元、-4.9%、企業債券残高は19.79兆元、7.6%増、地方政府特別債券残高7.23兆元、34%増、株式残高は7兆元、6.5%増である。

構成比では、実体経済への人民元貸出残高は67.1%（前年同期比1.8ポイント増）、委託貸付残高は6.3%（同-1.4ポイント）、信託貸付残高は4%（同-0.6ポイント）、企業債券残高は9.9%（同-0.2ポイント）、地方政府特別債券残高は3.6%（同0.6ポイント増）、株式残高は3.5%（同-0.1ポイント）である。

11月の社会資金調達規模（フロー）は1.52兆元であり、前年同期比3948億元減となった。うち、実体経済への人民元貸出は1.23兆元増（伸びは前年同期比874億元増）、委託貸付は1310億元減（同1590億元減）、信託貸付は467億元減（同1901億元減）、企業債券純資金調達3163億元（同2310億元増）、地方政府特別債券純資金調達-332億元（同2614

¹⁴ 1-10月、ドルベースでは、シンガポール43.8億ドル、韓国41.8億ドル、英国34.6億ドル、日本34.3億ドル、米国30.2億ドル、ドイツ27.5億ドル、オランダ10.5億ドル、である。

¹⁵ 一定期間内に実体経済（非金融企業と世帯）が金融システムから得た人民元貸出であり、銀行からノンバンクへの資金移し替えは含まない。

億元減)、株式による資金調達は200億元(同1124億元減)である。

(7) 財政

11月の全国財政収入は1兆775億元で、前年同期比-5.4%となった。税収は8051億元、同-8.3%、税外収入は2724億元、同4.5%増であった。

1-11月期の全国財政収入は17兆2333億元で、前年同期比6.5%増となった¹⁶。中央財政収入は8兆2167億元、同6.2%増、地方レベルの収入は9兆166億元、同6.9%増である。税収は14兆9001億元、同9.5%増、税外収入は2兆3332億元、同-9.1%であった。

(参考) 財政収入：(2017年7.4%) 1-2月15.8%→1-3月13.6%→1-4月12.9%→1-5月12.2%→1-6月10.6%→1-7月10%→1-8月9.4%→1-9月8.7%→1-10月期7.4%→1-11月6.5%

11月の全国財政支出は1兆6431億元、前年同期比-0.8%であった。中央レベルの支出は2804億元、同12.7%増、地方財政支出は1兆3627億元、同-3.2%である。

1-11月期の全国財政支出は19兆1751億元、前年同期比6.8%増、予算の91.4%であった¹⁷。中央レベルの支出は2兆8104億元、同9.5%増、地方財政支出は16兆3647億元、同6.3%増である。

なお、1-11月期の地方政府基金収入は5兆8518億元、前年同期比27.6%増であり、うち国有地土地権利譲渡収入は5兆3362億元、同28.9%増(1-10月期は32.1%増)であった。

11月末の地方政府債務残高は18兆2903億元(全人代批准限度額は20兆9974.30億元)。うち、一般債務は10兆8616億元(同12兆3789.22億元)、特別債務は7兆4287億元(同8兆6185.08億元)である。なお、1-11月に新たに増発した一般債券は8025億元(限度額8300億元の97%)、特別債券は1兆3207億元(限度額1兆3500億元の98%)である。

(8) 社会電力使用量

11月は前年同期比6.3%増である。うち、第1次産業は11.6%増、第2次産業は6.0%

¹⁶ 主な収入の内訳は、国内増値税5兆6672億元、前年同期比9.4%増、国内消費税1兆377億元、4.5%増、企業所得税3兆4906億元、9.3%増、個人所得税1兆2987億元、17%増、輸入貨物増値税・消費税1兆6094億元、10.6%増、関税2696億元、-1.5%である。輸出に係る増値税・消費税の還付は1兆3514億元であり、9.3%増である。都市維持建設税は4452億元、11.6%増、車両購入税は3211億元、7.3%増、印紙税は2066億元、-1.1%(うち証券取引印紙税は952億元、-10.4%)、資源税は1529億元、22.5%増、環境保護税は150億元である。地方税では、契約税5263億元、前年同期比18.9%増、土地増値税5216億元、13.9%増、不動産税2625億元、8%増、都市土地使用税2204億元、0.1%増、耕地占用税1159億元、-25.6%であった。

¹⁷ 主な支出は、教育2兆7748億元、前年比4.2%増、科学技術6730億元、15.3%増、文化・スポーツ・メディア2737億元、4%増、社会保障・雇用2兆4374億元、7.1%増、医療衛生・計画出産1兆4104億元、5.8%増、省エネ・環境保護4876億元、8.2%、都市・農村コミュニティ2兆904億元、3%増、農林・水産1兆6842億元、10.7%増、交通・運輸9770億元、6.5%増、債務利払い6908億元、20.6%増である。

増、第3次産業は9.2%増、都市・農村住民生活用は4.6%増であった。

1-11月期は前年同期比8.5%増である。うち、第1次産業は10.0%増、第2次産業は7.1%増、第3次産業は12.8%増、都市・農村住民生活用は10.5%増であった。

(参考) (2017年6.6%) 1-2月13.3%→2月2%→3月3.6%→4月7.8%→5月11.4%→6月8.0%→7月6.8%→8月8.8%→9月8%→10月6.7%→6.3%

(9) 雇用

11月の全国都市調査失業率は4.8%で、前年同期比0.1ポイント下降した。31大都市調査失業率は4.7%で、前年同期比0.2ポイント低下した(年間目標は、いずれも5.5%以内)。なお、25-59歳の調査失業率は4.4%で、10月と同水準である。

(参考) 全国都市調査失業率:1月5.0%→2月5.0%→3月5.1%→4月4.9%→5月4.8%→6月4.8%→7月5.1%→8月5.0%→9月4.9%→10月4.9%→11月4.8%

31大都市調査失業率:1月4.9%→2月4.8%→3月4.9%→4月4.7%→5月4.7%→6月4.7%→7月5.0%→8月4.9%→9月4.7%→10月4.7%→11月4.7%

1-11月期の新規就業者増は1293万人(年間目標1100万人以上)¹⁸、前年同期比13万人増である。

II. 2019年の経済政策

1. 党中央政治局会議(12月13日)

今年に入り、錯綜し複雑な国際環境と非常に困難・繁雑で荷が重い国内の改革・発展・安定の任務に対し、我々は19回党大会が行った戦略的手配に基づき、安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、質の高い発展の要求を実施し、外部環境の深刻な変化に有効に対応し、困難に立ち向かい、着実に政策を実施した。改革・開放は引き続き深化され、各マクロ・コントロール目標は、かなり好く達成できる。3大堅塁攻略戦は良好なスタートを切り、サプライサイド構造改革が深く推進され、人民大衆はより多くの実際の恩恵を得て、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持し、第1の百年奮闘目標の実現に向けて新たな歩みを踏み出した。

2019年は新中国成立70周年であり、小康社会の全面的実現という第1の百年奮闘目標を全面的に実現・決勝するカギとなる年である。2019年の経済政策をしっかりと行うには、習近平「新時代の中国の特色ある社会主義」思想を導きとし、「五位一体」の総体的手配を統一的に企画・推進し、「四つの全面」の戦略的手配を協調的に推進しなければならない。安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、新発展理念を堅持し、質の高い発展を推進することを堅持し、サプライサイド構造改革を主線とすることを堅持し、市場化改革の深化・ハイレベルの開放拡大を堅持しなければならない。現代化された経済システムの建

¹⁸ 2017年は1351万人である。

設を加速し、3大堅塁攻略戦を引き続きしっかり戦わなければならない。ミクロ主体の活力を奮い立たせることに力を入れ、マクロ・コントロールを刷新・整備し、安定成長・改革促進・構造調整・民生優遇・リスク防止政策を統一的に企画・推進し、経済運営を合理的区間に維持しなければならない。雇用・金融・対外貿易・外資・投資・予想を一層安定させ、市場のコンフィデンスを奮い立たせ、人民大衆の獲得感・幸福感・安全感を高め、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持して、小康社会の全面的実現の手仕舞いのために決定的な基礎を打ち立て、卓越した成績で中華人民共和国成立70周年を慶祝しなければならない。

国際環境と国内条件の変化に弁証的に対応し、憂患意識を増強しなければならない。引き続き、わが国発展の重要な戦略的チャンスの時期をしっかりと把握し、これをうまく用いて、自信を確固とし、主動権を掌握し、自身の事柄を断固としてしっかりと行わなければならない。

戦略的にぶれない力を維持し、安定的で着実な実施を重視し、協調的な組合せを強化し、主要な矛盾に焦点を絞り、テンポ・程度をしっかりと把握し、最も優れた政策の組合せと最大の全体効果の実現に努力しなければならない。

2019年は、3大堅塁攻略戦を引き続きしっかり戦い、既に確定した行動方案に基づき、際立った問題に対して重点戦役をしっかりと戦わなければならない。

製造業の質の高い発展を推進し、先進製造業と現代サービス業の深い融合を推進する。

強大な国内市場の形成を促進し、国民経済の全体水準を高める。

農村振興戦略を着実に推進し、「三農」発展が持続的に好い方向に向かう情勢を強固にする。地域の協調的発展を促進し、各地方の比較的優位性をしっかりと発揮させる。

経済体制改革を加速し、全方位の対外開放を推進する。

民生の保障・改善を強化し、人民大衆の不満が強烈な際立った問題をしっかりと解決することに力を入れる。

経済政策をしっかりと行うには、経済政策への党の指導の能力・水準を高めなければならない。党中央の集中・統一的な指導を強化し、幹部が責任を担い成果を出すことを奨励し、学習と調査研究を強化し、党中央の方針・政策と施策手配を創造的に貫徹・実施しなければならない。

2. 党外人士座談会（12月11日）

習近平総書記が主催し、共産党側は、李克強・王滬寧・韓正が出席¹⁹、李克強総理が2018年の経済政策に関連する状況を報告し、2019年の経済政策に関する党中央の考慮を紹介し

¹⁹ ほかに、丁薛祥党弁公庁主任、劉鶴副総理、胡春華副総理、王勇国務委員、肖捷国務院秘書長、何立峰国務院発展・改革委員会主任が出席している。

た（新華社北京電 2018 年 12 月 13 日）。

習近平総書記の重要講話の概要は、以下のとおりである。

40 年来、改革・開放は世の中が注目する偉大な成果を上げた。この成績を取得したことは、中国共産党の堅固な指導と不可分であり、各民主党派・工商聯・無党派人士が広大な構成員と連携する大衆を積極的に誘導し、改革の実際行動に積極的に身を投じたこととも不可分である。

今年、第 19 回党大会精神のスタートの年であり、わが国の発展プロセスにおいて極めて平凡ならざる 1 年であった。錯綜し複雑な国際環境と非常に困難・繁雑で荷が重い国内の改革・発展・安定の任務に対し、党中央は第 19 回党大会が行った戦略的手配に基づき、安定の中で前進を求めるという政策の総基調を堅持し、新発展理念を貫徹し、質の高い発展の要求を実施し、サプライサイド構造改革を主線とし、外部環境の深刻な変化に有効に対応し、改革・開放の歩みを加速し、困難に立ち向かい、着実に政策を実施して、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持した。

2019 年の経済政策は、「新時代の中国の特色ある社会主義」思想を導きとし、「五位一体」の総体的手配を統一的に企画・推進し、「四つの全面」の戦略的手配を協調的に推進しなければならない。安定の中で前進を求めるという政策の総基調を堅持し、新発展理念を堅持し、質の高い発展の推進を堅持し、サプライサイド構造改革を主線とすることを堅持しなければならない。引き続き 3 大堅塁攻略戦をしっかりと戦い、安定成長・改革促進・構造調整・民生優遇・リスク防止政策を統一的に企画・推進し、人民生活を不断に改善し、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持しなければならない。

積極的財政政策と安定的な金融政策を引き続き実施し、改革に向けた原動力を堅持し、社会政策の最低ライン保障機能を強化しなければならない。

サプライサイド構造改革を断固として深化させ、改革・開放の方法をより多く採用し、市場化・法治化の手段をより多く運用して、より着実な成果を不断に獲得しなければならない。

各民主党派、工商聯と無党派人士は、小康社会の全面的実現のために計を献じ力を発揮して、2019 年の経済政策に関する党中央の政策決定・手配に基づき、サプライサイド構造改革の深化、経済の質の高い発展の推進、3 大堅塁攻略戦に打ち勝つ等の重大問題を軸に、実情を調べ、建言・忠言を行い、良策を献じることが希望する。

皆さんは、民主監督機能をしっかりと履行し、積極的に建言・献策を行わなければならない。

思想誘導をしっかりと行い、広大な構成員と連携する大衆を誘導し、改革・開放 40 周年が得た巨大な成果と貴重な経験を十分認識させ、改革・発展において直面する矛盾・困難に客観的に対応させ、断固として改革を徹底的に進めなければならない。

党と政府が協調関係をしっかり進め、情緒を正常化し、矛盾を解消する手助けをし、社会の調和・安定を擁護して、改革の全面深化・経済社会の持続的で健全な発展のために、良好な社会的雰囲気を作り上げなければならない。

3. 「中央政治局会議は、2019年の経済政策の5つのシグナルを伝達した」（新華社北京電 2018年12月13日）

概要は以下のとおりである。

（1）「5つの堅持」「6つの安定」という経済政策の方向をデザインした

会議は、「安定の中で前進を求めるという政策の総基調を堅持し、新発展理念を堅持し、質の高い発展を推進することを堅持し、サプライサイド構造改革を主線とすることを堅持し、市場化改革の深化・ハイレベルの開放拡大を堅持しなければならない」、「雇用・金融・対外貿易・外資・投資・予想を一層安定させなければならない」と強調している。

①中国国際経済交流センター学術委員会 王軍委員：

「5つの堅持」と「6つの安定」は、2019年のわが国経済政策の主要方向をデザインしたものである。とりわけ、改革・開放40年の際に、経済体制改革の加速、全方位対外開放の推進を強調し、市場化を取るべき改革の方向とすることを堅持する旨を再度述べたことは、重要な意義を有している。

②国務院発展研究センター 張軍拡副主任：

複雑な局面に対し、カギは断固として改革を深化させ、開放を拡大し、質の高い発展の推進に資する体制・環境の整備に力を入れなければならないということである。

③アナリスト：

2019年の政策重点は、1) 引き続き民営企業の発展支援であり、金融の可及性を高め、各種負担を軽減すること、2) 国有企業改革を深化させること、3) 引き続き、実体経済への金融のサービス能力を増強すること、である。

（2）国際環境と国内条件の変化に弁証的に対応する

①国務院発展研究センター 張軍拡副主任：

2019年及び将来一時期の内外発展環境を展望すると、総体として下振れ圧力が増大し、不確定性がより多くなり、リスク・試練がより複雑な局面を呈している。

②中国国際経済交流センター学術委員会 王軍委員：

わが国がなお発展の重要な戦略的チャンスの時期にあるという中央の判断が変わっていないことは、強大な戦略的にぶれない力と発展への自信の現れであり、憂患意識を増強し、直面する困難・試練についてはっきりとした認識をもち、危機をチャンスに変え、一層の改革・開放を通じて存在する問題を解決しなければならない。

③中国国際経済交流センター 張燕生首席研究員：

当面のカギは、経済運営の主要な矛盾に焦点を絞り、マクロ政策の統一的な企画・協調を

強化し、政策の合成力を形成し、政策の不協調、テンポ・程度の未掌握を回避し、経済運営のために良好な予想を作り上げなければならない。

（３）製造業の質の高い発展を推進する

①工業・情報化部 辛国斌副部長：

現在、わが国の製造業が大きいが強くないという問題は、依然際立っている。「ブレークスルー」と「向上」で同時に力を発揮し、新興産業の育成と伝統産業の改造・グレードアップを頭を並べて進め、製造業の質の高い発展を推進しなければならない。

②工業・情報化部 王新哲総経済師：

「行政の簡素化、権限の下方委譲、サービスの最適化」改革を一層深化させ、業種管理方式を刷新し、実施中・事後の監督管理を強化し、大中小企業の融和した発展を奨励しなければならない。工業の研究開発・投資・技術改造の政策環境整備を促進し、企業の税費用負担を一層引き下げなければならない。人材育成を加速し、労働模範精神と匠の精神を発揚し、イノベーション駆動の発展を大いに推進し、発展の余地開拓に努力しなければならない。

（４）強大な国内市場の形成を促進する

①中国マクロ経済研究院 王蘊研究員：

制度改革・技術革新・製品革新により、新供給を育成・形成し、かなり強い成長牽引力を備えた消費の新たな成長スポットを形成し、消費の質向上・グレードアップを不断に推進しなければならない。

②アナリスト：

農村振興によって巨大な発展の空間をこじ開け、地域の協調発展を通じて、経済の空間配置を最適化することにより、わが国の発展の強靱性はより強力となる。

（５）人民大衆の不満が強烈な際立った問題の解決に力を入れる

①人力資源・社会保障部 張義珍副部長：

今年に入り、わが国の雇用情勢は総体として安定を維持している。これと同時に、内外の不安定・不確定要因が増大し、一部企業の生産経営と雇用にいくらかの影響をもたらしている。更にこれに、雇用分野固有の総量圧力と構造的矛盾が加わり、質の高い就業・自主起業に対する労働者の需要は日増しに増加しており、一層政策を強化し、措置による保障を整備しなければならない。

②アナリスト：

民生の保障・改善を 2019 年の重点政策の 1 つとすることは、2019 年、雇用・医療・養老・住宅・社会保障等の民生重点分野でより多くの実質的政策が打ち出され、庶民の福祉を確実に増やすことを意味する。

③中国政法大学法学院 焦洪昌院長：

民生政策をしっかりと行うことは、人民大衆の獲得感・幸福感・安全感を強めることができるだけでなく、社会の安定擁護に資するものであり、わが国の発展のために良好な社会環境を提供することになる。

④ 専門家：

会議は、経済政策をしっかりと行うには、経済政策への党の指導能力・水準を高めなければならないと強調したが、この点は十分重要である。党中央の集中・統一的な指導を強化し、幹部が責任を担い結果を出すことを奨励し、学習と調査・研究を強化し、党中央の方針・政策と施策手配を創造的に貫徹実施してはじめて、2019年の経済政策を確実にしっかりと実施し、小康社会の全面的建設の手仕舞いのために、決定的な基礎を打ち立て、中華人民共和国成立70周年を卓越した成績で慶祝することができるのである。

Ⅲ. 民営企業の発展支援

習近平総書記は11月1日、民営企業座談会を開催し、重要講話を発表した。その後、民営企業発展を支援する動きが広まっている。

1. 民営企業座談会における習近平総書記の重要講話（要旨）²⁰

今年は改革・開放40周年である。40年来、わが国の民営経済は小から大に至り、弱から強に至り、不断に壮大に発展してきた。2017年末、わが国の民営企業数は2700万社を超え、個人商工業者は6500社を超え、登記された資本は165億元を超えている。

概括して言えば、民営経済には「五六七八九」の特徴がある。すなわち、50%以上の税収、60%以上のGDP、70%以上の技術革新成果、80%以上の都市労働就業、90%以上の企業数で貢献しているのである。世界500強の企業の中で、わが国の民営企業は2010年の1社から2018年には28社に増えた。

わが国の民営経済は、既にわが国の発展を推進する不可欠のパワー、起業・就業の主要な分野、技術革新の重要な主体、国家の税収の重要な財源となっており、わが国の社会主義市場経済の発展、政府機能の転換、農村の余剰労働力の移転、国際市場の開拓等のために、重要な役割を發揮してきた。

長期にわたり、広大な民営企業家は、恐れずに先陣を切るイノベーション意識、倦まずたゆまぬ奮闘精神をもって、多くの労働者を組織化・牽引して奮闘努力し、苦勞して起業し、不断にイノベーションを行ってきた。わが国経済の発展が中国の奇跡を創造できたのは、民営経済の功績があつてこそである。

わが党は、基本的経済制度を堅持することでの観点は明確であり、一貫しており、これま

²⁰ この概要は、新華社北京電2018年11月11日をベースにしているが、その後発表された重要講話全文で適宜重要部分を補っている。

で動揺したことはない。わが国の公有制経済は、長期にわたり国家発展のプロセスの中で形成されあものであり、大量の富を蓄積してきた。これは、全人民の共同財産であり、しっかり保管し、しっかり使用し、しっかり発展させなければならない。

我々が公有制経済をしっかり強固にし、しっかり発展させることを強調するのは、非公有制経済の発展を奨励・支援・誘導することと対立するものではなく、むしろ有機的に統一したものである。公有制経済・非公有制経済は相互に補完して良い成果を生み出すものであり、相互に排斥し、相殺するものではない。

一時期以来、社会において民営経済を否定し、これに疑義を呈する言論を発表する者がいる。たとえば、「民営経済退場論」を提起し、民営経済は既に使命を達成したので、歴史の舞台から退出すべきだと言う者がいる。また、「新公私合営論」を提起し、現在の混合所有制改革を曲解し、新たな「公私合営」だとする者がいる。さらに、企業の党建設と工会（労働組合）の活動強化により、民営企業に対するコントロールを進めるべきだとする者がいる等々。これらの説は完全に誤りであり、党の大政策・方針に合致しない。

わが国の基本的経済制度は、憲法・党規約に書き込まれており、これは不変であり、変えてはならないものである。わが国の基本的経済制度を否定し、疑念をもち、動揺させるいかなる言動も、党・国家の方針・政策に合致しない。すべての民営企業と民営企業家は、心を落ち着かせ、安心して発展を謀ることができるのである。

民営経済は、わが国経済制度の内在的要素であり、民営企業と民営企業家は、我々そのものである。民営経済は、①社会主義市場経済の発展の重要な成果であり、②社会主義市場経済の発展を推進する重要なパワーであり、③サプライサイド構造改革を推進し、質の高い発展を推進し、現代化した経済システムを建設する重要な主体であり、④わが党が長期に執政し、全国人民を団結・リードして、「2つの百年」の奮闘目標と中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現する重要なパワーである。

最近、いくらかの民営企業が経営発展において、市場・資金調達・転換等の方面で困難・問題に遭遇しているが、その原因は多方面、外部要因・内部要因、客観的原因・主観的原因等の多重の矛盾・問題がぶつかり合った結果である。これらの困難は、発展中の困難であり、成長中の悩みであるので、発展の中で必ず解決できる、

一定のぶれない力を維持し、信念を強め、精力を集中して、自身の事柄をしっかりやるのが、我々が各種のリスク・試練に対応するカギである。現在、わが国の経済運営は総体として平穏であり、安定の中で前進があり、主要指標は合理的区間を維持している。同時に、わが国経済の発展の不確定性は顕著に上昇しており、下振れ圧力がある程度増大し、企業の経済困難が増大している。これらは、いずれも前進の中で必然的に遭遇する問題である。

我々は、有利な条件を見て取るだけでなく、わが国経済発展に対する必勝の信念を増強しなければならない。わが国は巨大な発展の強靱性・潜在力・挽回の余地を有しており、わが国には13億余りの人口の内需市場があり、まさに新しいタイプの工業化・情報化・都市化・農業現代化が同歩調で発展する段階にある。中等所得層の拡大は大量に消費をグレードアップさせる需要をはらんでおり、都市・農村と地域間の発展の不均衡は、見るべき発展の余地を内包している。

わが国はかなり好い発展の条件と物質的基礎を有しており、世界で最も完全に揃った産業体系と不断に増強される科学技術イノベーション能力を有しており、総貯蓄率はなおかなり高いレベルにある。わが国は、人的資本が豊富であり、労働力の比較優位性は依然として明らかである。わが国の経済発展が健全で安定しているというファンダメンタルズに変わりはなく、質の高い発展を支える生産要素の条件に変わりはなく、長期にわたり安定の中で好い方向に向かうという総体としての勢いに変わりはない。

我々には党の堅固な指導があり、パワーを集中して大事を処理する政治的優位性があり、改革の全面深化は、発展の動力を不断に発揮しており、マクロ・コントロール能力は不断に増強されている。我々が戦略的に一定のぶれない力を維持し、安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、サプライサイドを主線とし、改革開放を全面的に深化させさえすれば、わが国経済は必ず質の高い発展の軌道への転入を加速し、より輝かしい未来の発展を迎えることができる。

わが国の経済発展のプロセスにおいては、民営経済のために不断により好い発展環境を作り上げ、民営経済が発展における困難を解決する手助けをし、プレッシャーを動力に変えることにより、民営経済のイノベーションの源泉を十分湧き上がらせ、民営経済の創造活力を十分奮い立たせなければならない。

当面、6方面の政策を措置の実施にしっかり取り組まなければならない。

(1) 企業の税・費用負担を軽減する

サプライサイド構造改革のコスト低下キャンペーンの各政策にしっかり取り組み、増値税等の実質的減税を推進する。小型・零細企業、科学技術型パイオニア企業に対しては、恩恵が遍く及ぶ課税免除を実施し、実際の状況に応じ、社会保険料の名目保険料率を引き下げ、行政の審査・許認可事項と企業に係る費用徴収を整理・簡素化してもよい。

(2) 民営企業の資金調達難・資金調達コスト高の問題を解決する

金融機関の監督管理の考課と内部の奨励メカニズムを改革・整備し、金融の市場参入を拡大し、民営企業の資金調達ルートを開拓する。経済構造の最適化・グレードアップの方向に合致し、将来性のある民営企業に対しては、必要なファイナンス救援を進め、省レベル政府と計画単列市は、自己資金で政策性救援基金を設立してもよい。いくらかの政府部門・大企業が優勢な地位を利用して、大が小を欺き、民営企業への支払いを先延ばしする行為を糾し是正する。

(3) 公平な競争環境を作り上げる

各種多様な「シャッター・ガラスの扉・回転扉」を打破し、市場参入、審査・許可、経営面、入札、軍民融合等の方面で、民営企業のために公平な競争環境を作り上げる。民営企業が国有企業改革に参加することを奨励する。

(4) 政策の執行方式を整備する

政策の協調性を強化し、関連措置を制定し、各政策の確実・詳細な実施を推進することにより、民営企業が政策の中から獲得感を強めるようにする。

生産能力削減・脱レバレッジは、各種所有制企業に対する執行を同様の基準とし、安全監督・環境保護等の分野における法執行プロセスにおける、単純化・一律執行を回避しなければならない。

(5) 親しく清廉な政治・ビジネス関係を構築する

各レベル党委員会と政府は、親しく清廉な政治・ビジネス関係の構築という要求を実施に移し、民営企業の発展支援を重要任務とし、より多くの時間・精力を用いて民営企業の発展・民営企業家の成長に関心を寄せなければならない。常に民営企業の不満・訴えに耳を傾け、とりわけ民営企業が困難・問題に遭遇している状況下においては、より積極的に対応し、率先してサービスを行い、実際の困難の解決を助けなければならない。

輿論の誘導を強化し、党・国家の政策大方針を正確に宣伝し、誤った言い方については直ちに間違いを明らかにし正さなければならない。

(6) 企業家の人身・財産の安全を保護する

紀律検査・監察機関は、職責履行のプロセスにおいて、問題を調査し明らかにするのみならず、合法的な人身・財産の権益を保障し、企業の合法的な経営を保障して、企業家が思想的負担をおろし、軽装で前進できるようにしなければならない。

広大な民営経済人士が、自身の学習・自身の教育・自身の向上を強化し、自身の社会的イメージを重視し、国を愛しまじめに事業に励み、法を守って経営し、起業・イノベーションを行い、社会にリターンをもたらす模範となることを希望する。

民営企業家は、正しい気風を重んじ、正しい道を歩み、企業経営に精神を集中し、紀律・法律を遵守して経営し、法・ルールに合致した中で企業の競争能力を高めなければならない。

企業の内部機能を練磨し、とりわけ経営能力・管理水準を高め、コーポレートガバナンスを整備し、条件の整った民営企業が現代企業制度を確立することを奨励しなければならない。

新世代の民営企業家は、旧世代の刻苦奮闘、大胆な取組み、実業への集中、本業に精を出す精神を承継・発揚し、企業が強く優れたものとなるよう努力しなければならない。さらに、国際的視野を開拓し、イノベーション能力・コア競争力を増強し、グローバルな競争力を備えたより多くの世界一流の企業を形成しなければならない。

2. 国務院常務会議（11月9日）

（1）民営企業、小型・零細企業の困難解消は、市場の活力をより大きく奮い立たせ、雇用をより多く増やす重要措置である。

党中央・国務院の手配に基づき、各地方・各部門は多くの措置を併用して小型・零細企業の資金調達の問題を緩和し、一定の進展を得てきたが、民営企業とりわけ小型・零細企業の資金調達難・資金調達コスト高の問題は、依然際立っている。

今後、民営企業、小型・零細企業に対する支援を強化し、国有企業・民営企業等の各種所有制企業を、確実に同一視しなければならない。

①資金調達ルートを開拓する

中期貸借ファシリティーの適格担保の範囲を、1社当たり500万元以下の小型・零細企業貸出から1000万元に拡大する。

大型企業への与信規模から一部分を取り出して、小型・零細企業貸出増加に用いる。

資金調達手段を刷新して、様々なレベルの資本市場改革を深化させ、より多くの小型・零細企業が株式・債券により資金調達を展開することを支援する。

②金融機関の内生的動力を奮い立たせ、貸し渋り問題を解決する

与信で職務を尽くした場合の免責認定の基準を明確にし、金融機関が与信の審査・認可権限を適切に下放委譲するよう誘導し、小型・零細企業貸出業務と内部考課・報酬等をリンクさせる。

③主要な商業銀行の10-12月期における小型・零細企業への新規貸出の平均金利を、1-3月期より1ポイント引き下げよう努力する

不合理な貸出引揚げ・停止を整頓し、融資の不必要な部分・付加費用を整理し、歩積両建て等の行為を厳格に調査・処分する。同時に、措置を採用して貸出リスクをしっかりと防止する。

（2）政府部門・国有大企業の民営企業への支払い先延ばしを整理するため、特別清算行動を早急に展開し、国務院弁公庁が先頭に立ち事務を督励し、関係部門が各責任を担い、審計部門が介入しなければならない。

この種の問題は台帳を確立し、先延ばしに対しては期限を決め清算させなければならない。ひどい先延ばしについては、信用失墜「ブラックリスト」に入れて、厳格に懲戒・問責しなければならない。

地方・部門が先延ばしした場合には、中央財政はその国庫預金を振り替え、あるいは移転支出等の相応な減少等の措置を採用して清算しなければならない。プロジェクト建設分野の保証金の整理・規範化に力を入れ、商業債務のデフォルトコストを大幅に引き上げ、新たな未払いの発生を厳禁する。清算状況は、来年春節前に国務院に報告する。

（3）政府債務保証の役割を一層発揮させ、金融に小型・零細企業と「三農」をより好く支

援させる。

①各レベルの政府債務保証、再保証機関は、「三農」、小型・零細企業支援の債務保証を主業とし、1件保証金額500万元以下の小型・零細企業と「三農」を重点的に支援する。

②資金調達コストを引き下げる。

国家債務保証基金の保証料率は省レベル機関の料率より高くてはならない。中央財政は、小型・零細企業の債務保証規模を拡大し、保証料率を引き下げる等成果が顕著な地方に対して、奨励補助金を与える。

③リスク分担を実行する。

国家債務保証基金と金融機関が負担するリスク責任比率は、原則として20%を下回ってはならず、銀行は、これによって実際の貸出額を減らしてはならない。

「三農」支援、小型・零細企業支援保証業務のウエイトを高め、伸びが速い機関には、各地方がリスク補償を与え、財政出資を主とした多元化した資金補充メカニズムの確立を模索し、政府債務保証持続可能な運営を確保する。

3. 易綱人民銀行行長インタビュー（新華社）

（1）改革の「脆弱部分の補強」を推進し、融資の獲得可能性を優先的に解決する

「資金調達の高山は、多重の矛盾・問題がぶつかり合い積み重なった総合的反映である。一面において、民営企業は外部要因と周期的な要因が積み重なった影響を受けて、経営層が遭遇した困難は、資金調達能力の低下を自然に反映したものである。

他方で、金融機関の順景気サイクル行為により、リスクはかなり好く低下しているが、金融機関によっては貸し渋りがあることも、企業の資金調達の難度を劇化させている。

民営企業とりわけ中小・零細企業の資金調達難・資金調達コスト高は、世界的・長期的な難題である。

わが国の民営企業に対する金融サービス、とりわけ中小・零細企業に対して「包摂性」が不足し、体制・メカニズム上の欠陥が存在しており、長期の努力によって「市場の失敗」を補う必要がある。

民営経済へのサービス欠陥について、金融従事者ははっきりと認識し、奨励・互いに許容するメカニズムの手配の設計・実施を通じて、民営経済への金融サービスのカバー率・融資の得やすさ・便利さを確実に高め、改革の「脆弱部分の補強」を推進しなければならない。

資金調達できないことは、コスト高よりひどい。多くの民営企業にとって、資金調達コスト高に比べると、資金調達難の解決はより緊迫している。

もし過度に資金調達コストに注意を払い、資金調達の可能性を軽視するならば、金融機関のリスクを反映させた金利決定を破壊し、逆方向の刺激を形成し、金融機関が敢えて貸さず、貸したくなくなるようになってしまい、逆に資金調達難を劇化することになる。

融資の獲得可能性を保証する前提の下、金融機関に適切なリスク補償を与え、金融機関の内在的奨励を増強してはじめて、民営企業とりわけ中小・零細企業にサービスする長期に有効なメカニズムを形成することができる。

資金調達難の問題を解決したら、次に「ビジネス的持続可能性」に取り掛かり、資金調達コスト高の問題の解決に力を入れる。人民銀行と金融系統組織を除き、関係部門は減税・費用引下げ、債務保証の強化、財政による利子補助、信用システムの最適化等の方面で、政策措置を積極的に打ち出し、支援を強化して、民営企と小型・零細企業の資金調達コストを確実に引き下げる。

（２）「3本の矢」は既に放たれており、資金調達の主たるルートを直撃している

今年に入り、人民銀行はマクロ面から穏健・中立的な金融政策環境を作り上げることにより、流動性を合理的に充足させてきた。人民銀行は、年内に4回法定預金準備率を引き下げ、全部で流動性約4兆元を解放し、一部の中期貸借ファシリティーをヘッジした後、流動性2.3兆元を純解放した。

金融政策方面では、人民銀行は多くの部門と連合して文件を発し、金融政策、監督管理・考課、内部管理、財政・税制の奨励、環境最適化等の方面で、具体的措置を提出した。

9月末までに、インクルーシブな小型・零細企業向け貸出残高は7.73兆元であり、前年同期比18.1%増、1-9月期9595億元新規に増加し、フローは昨年全年水準の1.6倍に相当する。8月末までに与信を受けた小型・零細企業は1570万社であり、前年末より18.5%増えた。

現在、マネーのプールには水が多いが、資金を「水不足」の民営企業の手中に流す必要がある。このため、人民銀行は関係部門と、債券・貸出・株式の3つの資金調達主要ルートから、「3本の矢」の政策組合せを採用し、民営企業が資金調達ルートを開拓することを支援している。

①第1の矢—貸出支援

人民銀行は商業銀行に対するマクロ・プルーデンス評価(MPA)において、新たに特別指標を増やし、金融機関が民営企業への貸出を増やすことを奨励し、かつマネー・貸出政策手段を通じて金融機関のために、長期でコストが適切な貸出資金を提供している。

今年に入り、人民銀行は再貸出・再割引の限度額を3000億元増やしたが、これは歴年の限度額が最も多く増えた1年である。7-9月期から、小型・零細企業への再貸出金利を0.5ポイント引き下げ、小型・零細企業への再貸出の条件を適切に緩和した。もし、将来限度額を使い終われば、人民銀行は市場需要に応じ再び限度額を増やしてもよい。

②第2の矢—民営企業の債券による資金調達支援手段

10月22日の国務院常務会議は、民営企業の債券による資金調達の支援手段を設立し、人民銀行は再貸出を運用して一部の最初の資金を提供し、専門機関により市場化された運営を進め、信用リスク緩和手段、保証による信用強化等の多様な方式を通じて、経営が正常で、流動性が暫時困難に遭遇している民営企業の発展のために、信用増強の支援を提供する。

現在、民営企業の債券による資金業辰の支援手段は、既にテスト運営が開始されている。最近、浙江榮盛、紅獅集団、寧波富邦の3つの民営企業が、民営企業債券による資金調達支援手段を通じて、19億円の資金を募集した。今後、人民銀行は民営企業債券の資金調達支援手段テストを一層拡大する予定であり、現在既に30社の民営企業が、債券の発行を準備しているところである。

③第3の矢—民営企業の株式による資金調達支援手段

今年に入り、株式市場の継続的下落の影響を受け、一部民営上場会社の株の担保比率がかなり高いため、事業手じまいのリスクに直面しており、金融市場の非理性的な予想・行為に対して誘導を進める必要がある。

このため、人民銀行は現在、規定に合致した私募ファンドの管理者・証券会社・商業銀行、金融資産投資会社等の機関が、民営企業の株式による資金調達支援手段を発起・設立を推進しており、人民銀行が当初誘導資金を提供することにより金融機関・社会（民間）資本の共同参加を牽引し、市場化・法治化の原則に基づき、資金困難が出現した民営企業のために、段階的な株式による資金調達支援を提供する。

（3）政策効果の相乗効果に注意を払い、一律カットの回避策を執行する

これまでのいくつかの政策設定は、考慮するものが異なり、協調を欠き、執行が的外れで、監督管理強化政策の相乗効果が一定の信用収縮をもたらし、民営企業の資金調達難を増大した²¹。

最近、人民銀行は関係部門とともに、民営、小型・零細企業の資金調達難を支援する一連の政策措置打ち出した。政策の制定・執行プロセスにおいて、関係する経験・教訓を汲み取り、構造的脱レバレッジと監督管理強化・安定成長のバランスをしっかりと把握しなければならない。

今後、政策制定プロセスにおいて、人民銀行は実地調査研究を重視し、民営企業と金融機関の意見を十分聴取する。穏当な実施が必要な政策については、まずテストを行ってから普及させる方式を採用する。長期に資する規範化措置については、合理的な過渡期を設け、「一律カット」を避けて、企業の適応・調整の便を図る。

²¹ これが、人民銀行行長の自己批判として、広く報道された。

同時に、人民銀行は各部門との意思疎通・協調を強化し、金融政策、マクロ・プルーデンス政策、金融監督管理政策を統一的にしっかり企画する。「キャンペーン式」収縮を防止するだけでなく、「キャンペーン式」緩和を防止しなければならない。市場化・法治化原則に基づき、行政干渉・モラルハザードを防止しなければならない。市場のスムーズ化・政策の理解強化を重視し、市場の関心に遅滞なく応え、市場主体の安定的な予想を形成しなければならない。既に打ち出した政策の貫徹実施にしっかり取り組むことにより、民営企業に実際の獲得感を得させなければならない。

最近、金融安定発展委員会弁公室はまさに、民営企業と小型・零細企業へのサービス深化の实地督促・指導・検査をリードして展開しており、関係部門・金融機関・地方政府の政策実施の状況について督促・指導を進め、民営企業と小型・零細企業の資金調達に存在する閉塞箇所・障害・ボトルネックの問題の解決を推進し、金融政策の伝達メカニズムを確実にスムーズにし、「最後の1キロ」を開通する。

4. 郭樹清銀行保険監督管理委主席インタビュー（新華社）

（1）貸出・債券・株式・理財・信託・保険等の各種金融資源を十分動員する

金融管理部門は、民営企業への金融サービスに存在する難点・焦点の問題について、一連の措置を採用し、実際の行動を用いて民営企業の発展における困難、前進中の問題を解決し、民営企業の持続的で健全な安定した発展の推進を助ける。

①安定

資金調達難を安定させ、自信を安定させ、予想を安定させる。人民銀行、銀保監会は関係部門と連合して文件を発し、多方面の具体的措置を提出した。9月末までに、銀行業を営む金融機関は、全貸出に占める民営企業向け貸出比率が4分1近くとなり、伸び率はなお引き続き上昇している。

②改革

金融機関の監督管理・考課と奨励の規制メカニズムを改革・整備し、業績考課と民営経済支援をリンクさせ、職責を尽くした場合の免責と、誤りを許容・是正するメカニズムを最適化する。

③開拓

民営企業の資金調達ルートを開拓し、直接金融と間接金融ルートを総合運用し、貸出・債券・株式・理財・信託・保険等の各種金融資源を十分動員する。

④捻出

不良債権の処理を増やし、貸出ストックを活性化させ、市場化・法治化された債務の株式転換を推進し、連合した与信メカニズムを確立して、より多くの資金を捻出して民営企業を支援する。

⑤引下げ

多くの措置を併せて民営企業の資金調達コストを引き下げ、金融機関がサービス手数料徴収を減免し、サービスのプロセスを最適化し、貸出金利の低下目標を差別化して制定することを督促する。

(2) 3年の努力により、銀行業の会社への新規貸出増に占める、民営企業に対する貸出比率が50%を下回らないようにする

銀保監会は、今年年初に、小型・零細企業への貸出について、「2増2コントロール」目標を提出した。「2増」とは、1社当り与信額1000万元以下の小型・零細企業向け貸出の前年同期比伸びが、各種貸出の前年同期比伸びを下回らないようにし、貸出件数が前年同期比水準を下回らないようにすることを指す。「2コントロール」とは、小型・零細企業向け貸出の総合コストと貸出の質を合理的にコントロールすることを指す。

10月末までに、銀行業は既に「2増2コントロール」目標を達成し、小型・零細企業向け貸出総量は不断に上昇し、貸出構造は最適化傾向にある。

民営企業の状況からすると、不完全な統計では、現在銀行業の貸出残高において、民営企業貸出は25%を占め、国民経済における民営経済のシェアは60%を超えている。民営企業が銀行から得た資金と、その経済に占めるウエイトはなお釣り合っておらず、適応していない。

長期に見て、民営企業への銀行業の貸出支援は、国民経済に占める民営経済のウエイトと合致しなければならない。このため、民営企業への金融サービスについて、我々も相応の政策目標を設定し、民営企業が金融機関から充足した資金支援を獲得できるようにした。初歩的な配慮として、民営企業向け貸出について「1・2・5」の目標を実現しなければならない。つまり、会社への新規貸出増のうち、大型銀行の民営企業向け貸出は3分の1を下回ってはならず、中小型銀行は3分の2を下回ってはならず、3年の努力の後、銀行業の会社向け新規貸出増に占める民営企業向け貸出の比率は、50%を下回ってはならない。

最近の措置は、各方面が比較的関心を寄せている。

- ①「資産管理新ルール」と「理財新ルール」に関連する要求に基づき、「商業銀行理財子会社管理弁法」は、既に社会に向けて公開され意見を徴求した。現在の反応は、総体として積極的プラスであり、11月下旬に正式公布する。より多くの理財資金を動員して、民営企業支援に用いることができると予想される。
- ②株式担保融資のリスク出現、とりわけ事業手じまいに直面している民営企業については、事業手じまいを強行しない基礎の上、「1社1策」でリスクを評価し、方案を制定し、担保補充等の信用増加方式を採用して、その流動性リスクを穏当に解消する。総体として見

ると、銀行業を営む金融機関は、現在みな株式担保リスクを穏当に処理できるようになっており、強制的事業手じまいは出現していない。

- ③保険資金の長期健全投資の優位性を十分に発揮させ、保険資金が特別商品を設け、上場会社と民営企業の株式担保のリスクを解消することを認め、権益投資比率の監督管理に組み入れない。現在、既に3つの特別商品が実施されており、規模は合計380憶元である。

(3) 銀行業を営む金融機関が民営企業業務を実施したが、実施することができ、実施するようにする

カギは、民営企業に対して「大胆に貸し、貸すことができ、貸したいと思う」貸出文化の形成を推進することにより、銀行業を営む金融機関が民営企業業務を実施したが、実施することができ、実施するようにする、ことである。

①「大胆に貸す」とは、銀行業を営む金融機関が職責を尽くした場合に免責され、誤りを糺し誤りを受け容れるメカニズムを確立するよう要求し、関連措置の制定を加速し、元の不合理な制度を修正することである。

②「貸すことができる」とは、銀行業を営む金融機関が貸出資源を民営企業に傾斜するよう要求し、専門の貸出政策を制定し、審査・認可権限を下方委譲し、個別に貸出限度額を設定して、民営企業について常に十分の貸出余地を確保することである。

③「貸したいと思う」とは、民営企業の経営特徴を十分考慮し、元の考課・奨励メカニズムを細かく再検討し、スムーズにし、修正して、民営企業業務に従事する従業員の積極性・能動性を十分動員することである。

国有企業と民営企業を同一視し、同等に扱う。1企業を評価する際には、その所有制を見てはならず、その規模の大小を見てはならず、主としてそのガバナンス・リスクコントロール能力・技術発展水準・市場需要の動向を見なければならぬ。

規定を明確にして、貸出政策・貸出業務・内部考課の方面において、銀行はいかなる所有制の差別もしてはならない。

銀行は民営企業の資金調達コストを管理する長期に有効なメカニズムを確立しなければならない。内部資金移転の金利設定優遇、貸出プロセス管理の最適化、差別化した金利決定能力の向上、転貸金利の引下げ、サービス手数料徴収の減免等の方式を通じて、民営企業の資金調達チェーンを短縮し、不必要なルート・ブリッジ部分を整理し、民営企業の貸出金利水準を合理的に管理・コントロールし、総体としての資金調達コスト引下げを牽引しなければならない。

銀行業のルール違反、不合理な融資手数料徴収を引き続き深く整頓し、各種の形を変えた資金調達コストの引上げ行為を厳格に取り締まり、大衆が不満をもつ民営企業に対する銀

行の乱れた手数料徴収、コスト転嫁、歩積両建て、貸借セット販売、貸出限度額のピンはね、不合理な資金調達チェーンの延長等の問題に対し、整理・改正と問責を強化しなければならない。

民営企業の資金調達総合コスト引下げの合成力を形成し、民営企業とりわけ小型・零細企業の資金調達の付加手数料を減らし、融資に関連した債務保証手数料、評価手数料、公証手数料等の付加手続費用の徴収行為を規範化しなければならない。

2018.12.26

中国研究会（補足資料）

中央経済工作会議のポイント

（未定稿）

田中 修

はじめに

2018年12月19-21日に、19年の経済政策の方針を決める中央経済工作会議が開催された。ここでは、2019年の景気に直接作用する部分を簡単に紹介する。

1. 経済情勢の認識

（1） 概括

2018年は、19回党大会精神のスタートの年であった。習近平同志を核心とする党中央の堅固な指導の下、全党全国は19回党大会が行った戦略的手配を実施し、安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、質の高い発展の要求に基づき、外部環境の深刻な変化に有効に適応し、困難に立ち向かい、着実に政策を実施した。マクロ・コントロール目標はかなり好く達成され、3大堅墨攻略戦のスタートは良好であり、サプライサイド構造改革は深く推進され、改革・開放の程度は増大した。米中経済貿易摩擦に穏当に対応し、人民の生活は引き続き改善され、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持し、小康社会の全面的実現という目標に向かって新たな歩みを踏み出した。この成績は容易なものではなかった。

（2） 規律性の認識

1年間、我々は実践の中で新情勢下の経済政策に対する規律性の認識を深めた。

- ①党中央の集中・統一的指導を堅持し、航行の舵取りの役割を發揮しなければならない。
- ②長期の大勢から当面の情勢を認識し、わが国が長期に好い方向へと発展する見通しをはっきり認識しなければならない。
- ③マクロ・コントロールの程度を精確に把握し、主動的に事前調整・微調整を行い、政策の協同を強化しなければならない。
- ④社会の関心に遅滞なく対応し、市場の予想を的確・主動的に誘導しなければならない。
- ⑤各方面の積極性を十分に動員し、全局の政策の強大な合成力を形成しなければならない。

（3） 試練・困難への対応

成績を十分肯定すると同時に、経済運営に安定の中で変化があり、変化の中に憂いがある

り、外部環境は複雑・峻厳であり、経済下振れ圧力に直面していることを見て取らなければならない。

これらの問題は、前進中の問題であり、短期もあれば長期もあり、周期性のものもあれば構造的なものもある。憂患意識を増強し、主要な矛盾をしっかりと把握し、これを的確に解決しなければならない。

わが国の発展はなお、長期に重要な戦略的チャンスの時期にある。世界は百年来の大きな局面の変化に直面しており、変局の中で危機とチャンスが共生・併存している。これは、中華民族の偉大な復興に重大なチャンスをもたらすものである。

うまく危機をチャンスに変え、危機を安全に転じ、重要な戦略的チャンスの時期の新たな内容をしっかりと把握し、経済構造の最適化・グレードアップを加速し、科学技術イノベーション能力を高め、改革・開放を深化させ、グリーン発展を加速し、世界経済のガバナンスシステムの変革に参加し、プレッシャーを経済の質の高い発展の推進を加速する動力に変えなければならない。

2. 2019年の経済政策の基本方針

来年は、新中国成立70周年であり、小康社会の全面的実現のカギとなる年であり、経済政策をしっかりと行うことは極めて重要である。

習近平「新時代中国の特色ある社会主義」思想を導きとし、19回党大会と19期2中全会・3中全会精神を全面的に貫徹し、「五位一体」の総体手配を統一的に企画・推進し、「四つの全面」の戦略的手配を協調的に推進しなければならない。

①安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、②新発展理念を堅持し、③質の高い発展の推進を堅持し、④サプライサイド構造改革を主線とすることを堅持し、⑤市場化改革の深化・ハイレベルの開放拡大を堅持しなければならない。

現代化した経済システムの建設を加速し、3大堅塁攻略戦を引き続きしっかりと戦い、マクロ・コントロールを刷新・整備し、安定成長・改革促進・構造調整・民生優遇・リスク防止の政策を統一的に企画・推進し、経済運営を合理的な区間に維持しなければならない。

雇用・金融・対外貿易・外資・投資・予想を一層安定させ、市場のコンフィデンスを奮い立たせ、人民大衆の獲得感・幸福感・安全感を増強し、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持し、小康社会の全面的実現のために決定的基礎を打ち立て、卓越した成績で中華人民共和国成立70周年を慶祝しなければならない。

3. 個別政策

(1) マクロ政策

マクロ政策は、景気変動と逆方向への調節を強化し、適時事前調整と微調整を行い、総需要を安定させなければならない、とされる。

①積極的財政政策

「力を加え、効率を高め、より大規模な減税と費用引下げを実施し、地方政府の特別債券の規模をかなり大幅に増やさなければならない」とする。

減税と費用引下げを中心としつつ、収益性のある地方インフラ投資を増やすことにより、投資の下支えを図っている。

②穏健な金融政策

「緩和と引締めを適度にし、流動性の合理的充足を維持し、金融政策の伝達メカニズムを改善し、直接金融のウェイトを高め、民営企業、小型及び零細企業の資金調達難と資金調達コスト高の問題をしっかりと解決しなければならない」とする。

2017年決定の金融政策から「中立性」が削除され、流動性については17年決定の「合理的な伸び」から「合理的な充足」と、より表現が緩和方向に修正されている。ただそれは、全面的緩和ではなく、流動性は主として民営企業、小型及び零細企業に向けられている。

③構造政策

「体制メカニズムの建設を強化し、改革に向けた原動力を堅持し、国有企業、財政金融、土地、市場参入、社会管理等の分野の改革を深化させ、競争政策の基礎的地位を強化し、公平な競争の制度環境を創造し、中小企業の急速な成長を奨励しなければならない」とする。

2017年決定では消費と民間投資の伸びが重視されていたが、今回はその前提となる改革の深化が強調されている。

④社会政策

「最低ラインを保障する機能を強化し、雇用を優先する政策を実施し、大衆の基本生活の最低ラインを確保し、サービスの中に管理を根付かせなければならない」とする。

会議では、2019年を「新中国成立70周年であり、小康社会の全面的実現のカギとなる年」と位置付けており、そのためには社会の大局的安定の維持が重視されているのである。

(2) サプライサイド構造改革

「わが国経済運営の主要な矛盾は、依然としてサプライサイドの構造によるものであり、サプライサイド構造改革を主線とすることを動揺させてはならず、より多く改革の方法を採用し、より多く市場化・法治化の手段を運用して、『強固・増強・向上・円滑』の面で努力しなければならない」とする。具体的には、

①「過剰生産能力の削減、過剰住宅在庫の削減、脱レバレッジ、企業コストの引下げ、脆弱部分の補強」の成果を強固にしなければならない

より多くの生産能力過剰業種の清算処理を加速し、全社会の各種ビジネスコストを引き下げ、インフラ等の分野の脆弱部分補強を強化しなければならない。

②ミクロ主体の活力を増強しなければならない

企業・企業家の主観的能動性を発揮させ、公平・開放・透明な市場ルールと法治化されたビジネス環境を確立し、プラスの奨励と優勝劣敗を促進し、より多くの質の優れた企業を発

展させなければならない。

③産業チェーンの水準を向上させなければならない

技術革新と規模の効果が形成する新たな競争優位性の利用を重視し、新たな産業集積群を育成・発展させなければならない。

④国民経済の循環を円滑にしなければならない

統一的に開放され、競争が秩序立った現代市場システムの建設を加速し、金融システムが実体経済にサービスする能力を高め、国内市場と生産主体、経済成長と雇用拡大、金融と実体経済の良性の循環を形成しなければならない。

(3) 3大堅塁攻略戦

「2019年は、際立った問題に対し、重点戦役をしっかりと戦わなければならない」とする。具体的には、

①重大リスクの防止・解消

構造的脱レバレッジの基本的考え方を堅持し、金融市場の異常な変動と共振を防止し、地方政府債務リスクを穏当に処理し、「断固として、コントロール可能に、秩序立てて、適度に」行う。

②脱貧困

貧困が深刻な地域と特殊貧困層の脱貧困を強化し、貧困人口の貧困への逆戻りを減少・防止し、所得水準が支援対象の貧困家庭よりやや高い場合に政策支援が受けられない等の新たな問題を検討・解決しなければならない。

③環境対策

青空防衛戦をしっかりと戦う等の政策に焦点を絞り、政策と投入を強化しなければならない。同時に、統一的に企画し各方面を併せ考慮して、処置・措置が単純・粗暴となることを回避しなければならない。サービス意識を增強し、企業が環境対策解決方を制定することを援助しなければならない。

(4) 強大な国内市場の形成促進

①消費

「最終需要を満足させるよう努力し、製品の質を向上させ、教育、保育、養老、医療、文化、観光等のサービス業の発展を加速し、消費環境を改善し、個人所得税の特別付加控除政策をしっかりと実施し、消費能力を增強して、庶民が安心して食べ、気に入った衣服を着て、気持ちよく使用できるようにしなければならない」とする。

個人所得税については、2018年10月に課税最低限の引上げと低税率の所得層の拡大が前倒し施行されたが、19年は特別控除の拡大により可処分所得を増やすとともに、製品の質の向上、多様化と安心、安全の確保により、消費の刺激を図っている。

②投資

「わが国発展の現段階の投資需要の潜在力は依然巨大であり、投資のカギとなる役割を發揮させなければならない」とし、2019年の投資の重点として、製造業の技術改造と設備更新の増加、5G（第5世代移動通信システム）の実用化加速、AI(人工知能)、工業インターネット、IoT(モノのインターネット)等の新しいタイプのインフラ建設加速、大都市間交通、物流及び地方公共インフラ等への投資強化、農村インフラと公共サービスインフラの脆弱部分の補強、自然災害対策能力の強化を掲げている。

(5) 経済体制改革の加速

「骨組み部分の改革を深化させ、ミクロ主体の活力増強を重点とし、関連改革を深く実際に進めなければならない」とする。各項目については、

①国有資本と国有企業改革を加速

海外から批判を浴びてきた経営形態については、「政府と企業の分離、政府と資本の分離、及び公平競争の原則を堅持し、国有資本を強大で優れたものとし、企業管理から資本管理への転換を加速しなければならない」とする。国有企業管理から国有資本管理への転換は、2019年も推進されることになった。

また、「混合所有制改革を積極的に推進し、鉄道総会社の株式制改造を早急に推進する」としている。鉄道網の急速な拡張については、新たな債務リスクの増大も懸念されている。

②民営企業の発展支援

「法治化した制度環境を作り上げ、民営企業家の人身の安全と財産の安全を保護しなければならない」とする。2018年11月1日の「民営企業座談会」の内容が盛り込まれた。

③金融システム構造の調整・最適化を重点とした金融体制改革の深化

「民営銀行とコミュニティ銀行を発展させ、都市商業銀行、農村商業銀行、農村信用社の業務を徐々に原点回帰させなければならない」とし、民営企業、小型及び零細企業と「三農」への融資業務強化の方向を明確にしている。また、監督管理とサービス能力を強化するとともに、「改革深化を通じて、規範化され、透明で、開放され、活力があり、強靱性を有する資本市場を作り上げなければならない」とする。

④財政税制改革の推進

「健全な地方税体系を整備し、政府の起債による資金調達メカニズムを規範化しなければならない」とし、依然地方政府の債務管理が重要な課題であることを示している。

⑤政府機能の確実な転換

「資源に対する政府の直接配分を大幅に減らし、実施中と事後の監督管理を強化し、およそ市場が自主的に調節できるものは市場により調節させ、およそ企業ができる事は企業にやらせなければならない」とし、市場化改革の方向を改めて強調している。

(6) 全方位対外開放の推進

米中経済摩擦については、2018年は「米中経済摩擦に穏当に対応した」とし、19年は「米中首脳会談のコンセンサスを実施し、米中経済貿易交渉を推進しなければならない」とする。

また、全方位対外開放については、これまでの製品と生産要素の流動型開放から、ルール等の制度型開放への転換を推進しなければならないとし、具体的には、「市場参入を緩和し、参入前の国民待遇にネガティブリスト管理制度を加えた制度を全面的に実施し、中国における外資の合法的権益とりわけ知的財産権を保護し、より多くの分野での独資経営実行を認めなければならない」としている。

さらに、「国家主導による借金づけ」批判に配慮し、「一帯一路」共同建設推進に際しては、「企業の主体的役割を發揮させ、各種リスクを有効に管理・コントロールしなければならない」と、相手国の債務事情にも配慮する姿勢を示している。

このように、今回の決定には米国にかなり配慮した記述がみられる。

外需全般については、「輸出入貿易を拡大し、輸出市場の多元化を推進し、輸入段階での制度的コストを削減しなければならない」とする。